

特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち別紙第1の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額、その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第2条 乙がこの契約の履行のために支出し、又は、負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益等を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は、契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績報告書を作成し、別紙第2に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第2項の目途とされている日までに、実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて契約履行期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定しない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定の特例)

第4条 甲は、前条第2項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認める時は、後日当該特定費目の実績額が確定した際に、差額を甲に返還させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目又は品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

要確定費目金額表

1	工場渡価格（外貨表示）	
2	運賃その他の費用（外貨表示）	
3	C&F 価格・C I F（外貨表示）	
	同上（調整額¥ 円を含む。） ¥	円
4	機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）	円
5	関税その他の租税	円
6	その他	
	ユーザンス金利等（上限付精算）	円

- 注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。
2 第6の項目は、必要のある場合に費目及び金額を記載する。

実績額を証する書類（1）

1 C&F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売会社を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費（再こん包費を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びにこん包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

外国為替取扱銀行等が発行した邦貨決済額を証する書類

5 その他甲が必要と認める書類

注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。

2 上記の他、必要とする項目及び字句は追加すること。

実績額を証する書類（2）

下記の書類のうち、甲が適当と認めるもの。

1 引当品として輸入する材料費のC&F 価格については、承認済の輸入承認申請書及び送り状

2 外国為替公認銀行との間の先物予約締結書又は当該銀行が発行した邦貨決済額を証する書類

3 契約相手方と輸入業者（引当品として輸入する材料等の輸入業者に限る。）との間の取引価格が輸入諸掛等を含めて確定契約であるものにあつては、契約相手方と当該輸入業者間との契約書又は注文書

4 その他契約相手方が外貨建費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める上記に類する書類。

注：1 該当しない項目及び字句は抹消すること。

2 上記の他、必要とする項目及び字句は追加すること。

※ 用紙は、A列4番とし、輸入契約の場合にあつては別紙第2（1）を、国産品中の特定費目にあつては別紙第2（2）を選択して添付するものとする。